

社会福祉法人けやきの会
役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人けやきの会（以下「けやきの会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 定義)

第2条 この規程において、役員等とは、次のものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 第三者委員
- (5) 顧問
- (6) 評議員選任・解任委員

(報酬)

第3条 報酬は理事及び監事、並びに評議員、第三者委員、顧問、評議員選任・解任委員に支給するものとする。但し、けやきの会職員には支給しない。報酬金額は、日額 4,000 円とする。

- 2 報酬は職務に従事した日数に応じて支給する。但し、必要に応じて数月分をまとめて、若しくは繰り上げて支給することができる。
- 3 第1項、第2項にかかわらず常勤理事長は月額 10,000 円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等がけやきの会の事業に従事するため出張等した場合は旅費を支給する。

- 2 前項の旅費に関する事項は、社会福祉法人けやきの会出張旅費規程に準ずる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会を代表する理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。